

これについては、原則、「初診時」及び「再診時において、前回診療時から情報に変更があった場合」にのみ行うものとする（変更が無かった場合は、情報の取得は行わず、医療機関の端末画面上で保険資格確認のみを行うものとする。）。

なお、この仕組みが機能するためには、導入により医療機関の窓口業務に混乱が生じないようにする<sup>8</sup>とともに、レセプトに自動転記される情報のフォーマット等に関するルール設定等を行う必要があることから、これらの点について、今後検討を行う。

また、オンラインによる医療保険資格の確認と医療保険資格情報のレセプトへの自動転記を実現するためには、保険者、医療機関等のシステムの整備・改修や安全なネットワークの構築等のために費用がかかるなどの課題が存在することから、これらの点についても、今後検討を行う必要がある。

### （3）年金、介護保険の資格確認

社会保険事務所での年金に関する資格確認、介護保険サービスを受ける場合の資格確認についても、医療保険と同様の又はそれに準じた仕組みで行うことと考えられるが、これらについては、関係者の意見を聞きつつ、今後更に検討を行う。

---

<sup>8</sup> 医療機関においては、特に、月曜日の午前中に外来患者が集中する傾向があるが、混雑した場合であっても、事務等に大きな混乱が生じることのないようにする必要がある。

#### (4) 保険者間の情報連携

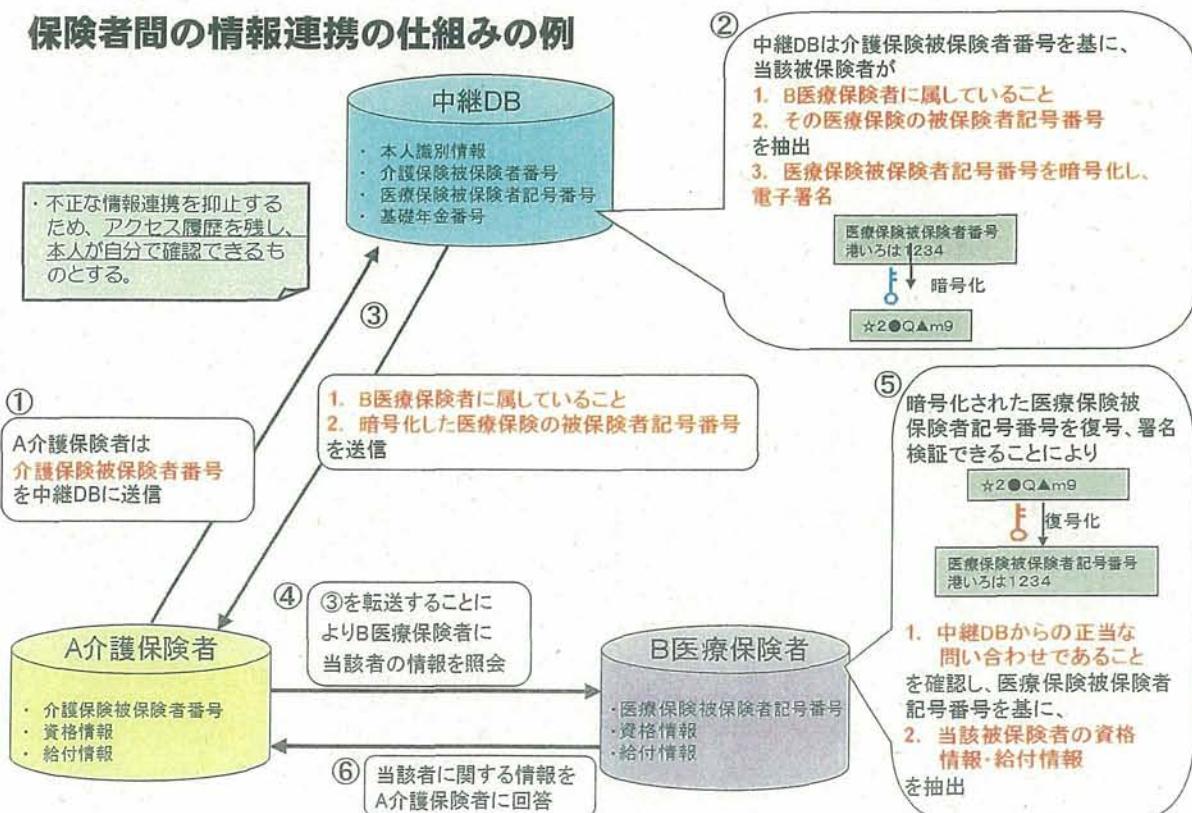
高額介護合算療養費や出産育児一時金の給付のように、制度や保険者をまたがった調整が必要な事務については、各保険者が、加入者本人に対し、他の制度における給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報をもとに他の保険者等に電話で問い合わせを行ったりする必要があるなど、加入者本人にも、保険者にも負担が生じる。

また、これらの給付は、加入者からの申請に基づいて行われるため、手続漏れにより、本来受けられるはずの給付が受けられないといった事例や、転居・転職等に伴い必要となる保険資格の取得手続を忘れていたことで、本来納付すべきはずの保険料が納付されないといった事例が発生している。

こうした課題を解決するため、中継DBを使った保険者間の情報連携の仕組みについて検討を行った。そのイメージは、下図のとおりである。

なお、保険者間の情報連携の仕組みについては、適正な情報連携に限定するため、アクセス履歴を残し、本人が自分で確認できるものとするなど、プライバシー侵害・情報の一元管理に対する不安が極力解消されるようにするとともに、このような仕組みを実現するに当たっての課題にも留意しつつ、運用面での対応や制度的な対応を行うことを含め、今後、更に検討を行う必要がある。

#### 保険者間の情報連携の仕組みの例



## 第6章 ICカードが使用できない場合の対応

第4章・第5章においては、すべての利用者がICカードを保有し、かつ、医療機関等にもICカードに対応した環境が整備されていることを前提としていたが、実際には、カード導入後の「現行の被保険者証等からの移行期間」や「訪問看護・往診の場合等カードが使用できない状況」、「停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等により一時的にICカードの機能が使用できない状況」が存在する。

このような期間・状況においてどのような対応をするかについて、検討を行った。

### (1) オンラインによる医療保険資格の確認・レセプトへの自動転記について

医療機関においては、ICカードの機能が使用できない場合等であっても、何らかの形で保険資格の確認とレセプトの作成を行わなければならず、少なくとも、現行の健康保険証と同等の運用が継続できるようにすることが必要である。

これらのことを考えると、例えば、以下の①及び②の場合には、下記のいずれか（又はその組み合わせ）での対応が考えられる。

#### ① ICカードの故障、破損等によりICチップ内の情報の読み取りができない場合

- ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
- ・ カード券面（裏面を含む。以下同じ。）に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。

#### ② ICカードに対応した環境が整備されていない場合（又は、読み取り端末の故障やネットワークやシステムが停止した場合）

- ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
- ・ カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ・ 携帯電話等の携帯端末でICカードを読み取り、資格確認を行う。

以上のことから、移行期間やICカードの機能が使用できない状況においても、現行の被保険者証と同等の運用を継続するためには、保険資格情報を記載した別紙を交付することや、カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくといった措置が必要となる。

これらの措置については、別紙を交付することは交付主体の事務が増えるとともに、利用者はICカードと別紙の両方を携帯しなければならない場合もあり、利便性を損なうといった面がある。また、カード券面にレセプト請求等が可能な情報を記載することについては、本人識別情報とは別の情報ではなく、